

品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」の改正について

年 月 日
 日本公認会計士協会

改正案	現 行
<p>品質管理基準報告書第2号</p> <p style="text-align: center;">監査業務に係る審査</p> <p style="text-align: right;">2022年6月16日 改正 2022年10月13日 改正 2023年1月12日 最終改正 <u>2024年●月●日</u> 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第3号)</p> <p>《 I 本報告書の範囲及び目的》 《 4. 適用時期》</p> <p>11. 本報告書の適用時期は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本報告書(2022年6月16日)は、2023年7月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。なお、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。その場合、品質管理基準委員会報告書第1号(2022年6月16日)及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」(2022年6月16日)と同時に適用する。 本報告書(2022年10月13日)のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、本報告書を、倫理規則(2022年7月25日変更)と併せて2023年4月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査から早期適用することを妨げない。なお、品質管理に関する事項は、2022年6月16日付け改正の本報告書、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」と同時に適用する。 本報告書(2023年1月12日)は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監 	<p>品質管理基準報告書第2号</p> <p style="text-align: center;">監査業務に係る審査</p> <p style="text-align: right;">2022年6月16日 改正 2022年10月13日 最終改正 2023年1月12日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第3号)</p> <p>《 I 本報告書の範囲及び目的》 《 4. 適用時期》</p> <p>11. 本報告書の適用時期は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本報告書(2022年6月16日)は、2023年7月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。なお、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。その場合、品質管理基準委員会報告書第1号(2022年6月16日)及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」(2022年6月16日)と同時に適用する。 本報告書(2022年10月13日)のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、本報告書を、倫理規則(2022年7月25日変更)と併せて2023年4月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査から早期適用することを妨げない。なお、品質管理に関する事項は、2022年6月16日付け改正の本報告書、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」と同時に適用する。 本報告書(2023年1月12日)は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監

改正案	現 行
<p>査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。その場合、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」（2022年6月16日）及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」（2022年6月16日）と同時に適用する。なお、2022年6月16日付けで改正された品質管理基準に関する事項は、品質管理基準委員会報告書第1号（2022年6月16日）及び監査基準委員会報告書220（2022年6月16日）と同時に適用する。さらに、本報告書（2022年10月13日）のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、本報告書を、倫理規則（2022年7月25日変更）と併せて2023年4月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査から早期適用することを妨げない。</p> <p><u>・ 本報告書（2024年●月●日）は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。</u></p>	<p>査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。その場合、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」（2022年6月16日）及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」（2022年6月16日）と同時に適用する。なお、2022年6月16日付けで改正された品質管理基準に関する事項は、品質管理基準委員会報告書第1号（2022年6月16日）及び監査基準委員会報告書220（2022年6月16日）と同時に適用する。さらに、本報告書（2022年10月13日）のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、本報告書を、倫理規則（2022年7月25日変更）と併せて2023年4月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査から早期適用することを妨げない。</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>《Ⅲ 適用指針》</p> <p>《2. 審査の実施》（第24項から第27項参照）</p> <p>《(3) 審査担当者が実施する手続》（第25項から第27項参照）</p> <p>A30-2JP. 大会社等の監査の審査においては、第25項に記載されている事項のうち、監査チームが行った重要な判断として検討され評価される事項には、以下の事項が含まれることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査の基本的な方針と詳細な監査計画の内容（監査期間中に行われた重要な修正を含む。） ・ 監査の実施中に識別された特別な検討を必要とするリスクとそのリスクに対する対応 ・ 監査上の判断、特に重要性及び特別な検討を必要とするリスクに関して行った判断 ・ 監査の実施中に識別した、修正された又は未修正の虚偽表示に関する重要性の判断とその対処 ・ 経営者及び監査役等、該当する場合、規制当局などの第三者に伝達する事項 <p>これらの事項は、状況に応じて、大会社等以外の財務諸表監査、中間監査、<u>期中</u>レビュー及び内部統制監査の審査にも適用されることがある。</p> <p>なお、<u>期中</u>レビュー業務の品質が合理的に確保される範囲において、<u>期中</u>レビュー業務に係る審査の方法、内容等を柔軟に定めることができる。</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>《Ⅲ 適用指針》</p> <p>《2. 審査の実施》（第24項から第27項参照）</p> <p>《(3) 審査担当者が実施する手続》（第25項から第27項参照）</p> <p>A30-2JP. 大会社等の監査の審査においては、第25項に記載されている事項のうち、監査チームが行った重要な判断として検討され評価される事項には、以下の事項が含まれることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査の基本的な方針と詳細な監査計画の内容（監査期間中に行われた重要な修正を含む。） ・ 監査の実施中に識別された特別な検討を必要とするリスクとそのリスクに対する対応 ・ 監査上の判断、特に重要性及び特別な検討を必要とするリスクに関して行った判断 ・ 監査の実施中に識別した、修正された又は未修正の虚偽表示に関する重要性の判断とその対処 ・ 経営者及び監査役等、該当する場合、規制当局などの第三者に伝達する事項 <p>これらの事項は、状況に応じて、大会社等以外の財務諸表監査、中間監査、<u>四半期</u>レビュー及び内部統制監査の審査にも適用されることがある。</p> <p>なお、<u>四半期</u>レビュー業務の品質が合理的に確保される範囲において、<u>四半期</u>レビュー業務に係る審査の方法、内容等を柔軟に定めることができる。</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上